

令和7年 第12回

甲斐市農業委員会議事録

令和7年 12月 25日

1 日 時 令和7年12月25日(木) 午後3時00分～

2 場 所 甲斐市役所竜王庁舎本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第27号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件
報告第28号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件
報告第29号 農地法第18条第6項の規定による届出の件
議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請の件
議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
議案第43号 農地中間管理事業法に基づく農用地利用集積等促進
計画作成要請の件

4 欠席委員 1番 中村委員

5 議事録署名委員 10番 箭本委員、 11番 井上委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名
農業委員会事務局長 小宮山 佳浩
農業委員会事務局庶務係 三井 賢治
農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之
農業委員会事務局庶務係 田 中 颯

7 閉 会： 午後4時30分

【事務局長】

それでは、第 12 回農業委員会総会を始めさせていただきます。
(相互に起立し挨拶)
会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましても、よろしくお願ひします。

【議長】

(会長あいさつ)
本日の出席委員は 17 名です。定足数に達しておりますので、ただちに会議を開きます。

(日程第 1 議事録
署名委員の指名)

【議長】

日程第 1「議事録署名委員の指名」を行います。
議事録署名人は、10 番箭本委員と 11 番井上委員を指名致します。

(日程第 2 会期の
決定) 【議長】

日程第 2「会期の決定」を致します。
本総会の会期は本日 1 日と定めたいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なしの声)
異議がありませんので、本日 1 日と決定します。

(日程第 3 議事)
(報告第 27 号)

【議長】

それでは議事に移ります。
「報告第 27 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の件」を上程致します。
事務局に 番号 13 番から 16 番の説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長
資料 1 ページをお願いします。
農地法施行令第 3 条第 1 項の規定により転用の届出がありました。
甲斐市農業委員会事務専決規程 第 3 条により専決処分をいたしましたので報告します。

番号 13 番 地図公図は 1 ページ、2 ページになります。
中下条●●、面積 702 m²を●●の●●さんが個人住宅を建築するための転用の届出が提出されました。

現地は既に宅地として利用されている状態であったため、申請者に聞取りを行いましたところ、相続以前から住宅が建っており使用している状況

ですが、申請者は今まで認識がなく、本事業の計画にあたり、地目が農地のままであることが判明したため、経過理由書を添付したうえでの追認案件といたしました。

続きまして、番号 14 番、地図公図は3ページ、4ページになります。

西八幡●●、面積 107 m²を●●の●●さんが、店舗とするための転用の届出が提出されました。

現地は既に店舗用地として利用されている状況であったため、申請者に聞き取りを行いましたところ、地目が農地のままであることを最近把握した状況であり、正規の転用手続きを行うことによる届出でありますため、経過理由書を添付のうえで追認案件といたしました。

続きまして、番号 15 番、地図公図は5ページ、6ページになります。

長塚●●、面積 100 m²を●●の●●さんが、駐車場として使用するための転用の届出が提出されました。

隣接する雑種地と一体利用する計画です。

現地は既に駐車場の状況であるため、申請者に聞き取りを行いましたところ、相続前から現状のとおりであり、今回相続を受けて地目が農地のままだと把握した状況だったため、経過理由書を添付のうえで追認案件といたしました。

続きまして、番号 16 番、地図公図は7ページ、8ページになります。

竜王新町●●、面積 139 m²を●●の●●さんが、宅地拡張として使用するための転用の届出が提出されました。

隣接する宅地と一体利用する計画です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようですので、本案件の報告を終了致します。

(報告第 28 号)

【議長】

それでは次の議事に移ります。

「報告第 28 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件」を上程致します。

事務局に番号47番から 55番の説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長

資料2ページをお願いします。

農地法施行令 第10条第1項の規定により農地転用の届出がありました。甲斐市農業委員会 事務専決規定 第3条により専決処分をしましたので報告します。

番号 47 番 地図公図は9ページ、10ページになります。

万才●●外 1 筆、合計面積 515 m²を●●の●●さん外 1 名が、●●の●●に所有権移転による宅地分譲7区画にするための転用の届出が出ています。

隣接の宅地と一体利用する計画です。

続きまして、番号 48 番、地図公図は11ページ、12ページになります。

中下条●●外 1 筆、合計面積 476 m²を●●の●●さんが、●●の●●に所有権移転による宅地分譲2区画にするための転用の届出が出ています。

続きまして、番号 49 番、地図公図は13ページ、14ページになります。

天狗沢●●、面積 299 m²を●●の●●さんが、●●の●●さんに使用貸借による個人住宅を建築するための転用の届出が出ています。

続きまして、番号 50 番、地図公図は15ページ、16ページになります。

玉川●●、面積 351 m²を●●の●●さんが、●●の●●に所有権移転による宅地分譲1区画にするための転用の届出が出ています。

隣接の雑種地と一体利用する計画です。

続きまして、番号 51 番、地図公図は17ページ、18ページになります。

篠原●●外 1 筆、合計面積 510 m²を●●の●●さんが、●●の●●に所有権移転による宅地分譲1区画にするための転用の届出が出ています。

資料3ページをお願いします。

番号 52 番、地図公図は19ページ、20ページになります。

長塚●●、面積 189 m²を●●の●●さんが、●●の●●さんに所有権移転による個人住宅を建築するための転用の届出が出ています。隣接の雑種地と一体利用する計画です。

続きまして、番号 53 番、地図公図は21ページ、22ページになります。

西八幡●●外 5 筆、合計面積 4,534 m²を●●の●●さん外 1 名が、●●の●●に所有権移転による宅地分譲14区画にするための転用の届出が出ています。隣接の宅地と一体利用の計画です。

続きまして、番号 54 番、地図公図は23ページ、24ページになります。

島上条●●、面積 414 m²を●●の●●さんが、●●の●●さん外 1 名に所有権移転による個人住宅を建築するための転用の届出が出ています。

続きまして、番号 55 番、地図公図は25ページ、26ページになります。

名取●●、面積 234 m²を●●の●●さんが、●●の●●に所有権移転による駐車場にするための転用の届出が出ています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようですので、本案件の報告を終了致します。

(報告第 29 号)

【議長】

それでは次の議事に移ります。

「報告第 29 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出の件」を上程致します。

事務局に 番号 18 番から 19 番の説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長

資料4ページをお願いいたします。

農地法第18条は利用権や耕作権等の解約に係る条文になります。

番号 18 番、地図公図は27ページ、28ページになりまして、次の番号 19 番と同一農地になります。現地は●●付近に位置します。

宇津谷●●外 1 筆、合計面積 2,693 m²。貸人が●●、借り人が●●の●●さんで、解約届出日は令和 7 年 11 月 30 日です。平成 30 年 6 月 1 日から 10 年間、利用権の設定をしていましたが、それぞれ合意解約をしたものです。

続きまして、番号 19 番、地図公図は同じく27ページ、28ページになりまして、先ほどの番号 18 番と同一農地になります。

宇津谷●●外 1 筆、合計面積 2,693 m²。貸人が●●の●●さん、借り人が●●で、解約届出日は令和 7 年 11 月 30 日です。平成 30 年 6 月 1 日から 10 年間、利用権の設定をしていましたが、それぞれ合意解約をしたものです。

なお、合意解約された当該農地は、元の貸人(所有者)である●●さんが今後もブドウの営農を継続いたします。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようですので、本案件の報告を終了致します。

(議案第 41 号)

【議長】

それでは次の議事に移ります。

「議案第 41 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の件」を上程致します。

事務局に番号 28 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料5ページをお願いします。

番号28番、地図公図は29ページ、30ページになります。

大埜●●、面積 1,683 m²を●●の●●さんが、●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。申請地でブドウの作付けを予定しています。

譲受人の●●さんは市の認定農業者であり、計画地に隣接の親族が所有する農地と一体利用でブドウ栽培を行っていく計画です。

所有機械については、トラクター、スピードスプレーヤー、コンバイン等です。

モニターの画像は東側(広域農道側)から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】

はい、●番●●です。今月 18 日に会長、副会長、●●委員、事務局で現地調査に行っていました。

既に●●さんにおきましては隣にしっかりとブドウ園を構えており、さらに

経営拡大ということです。申請地での木を切り伐根をしていくということで農地拡大は非常にありがたい、息子さんもまだ若く良い農地になると思います。隣接で木が茂っている耕作放棄地になってしまうかもしれない場所がありますが、経営拡大していただければ有り難いと思っています。

ご審議をお願いいたします。

【議長】 次に ●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 はい、推進委員の●●です。18日に現地調査に行つてまいりました。該当地は大変荒れた農地でありまして、整地に2年程かかるということです。譲受人は認定農業者ということで32歳という若さであり、是非頑張つていただきたいので、審議のほどよろしくをお願いいたします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようです。

番号28番を許可することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、本案件を許可することに決定致します。

続きまして事務局に番号29番の説明をお願いします。

【事務局】 はい議長。

資料は引き続き5ページになります。

番号29番、地図公図は31ページ、32ページになります。

龍地●●、面積405㎡を●●の●●さんから、●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。申請地は農用地区域外農用地で、椎茸やさつまいもの栽培を予定しています。

所有機械についてはトラクター、ハーベスター、軽トラ等です。

モニターは最初に北側からの画像です。

次に南東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●委員をお願いします。

【●番●委員】 はい●番●です。去る18日、会長、副会長、●●推進委員、事務局の方々と調査いたしました。

転用につきましては特に問題ないと思いますが、この土地は40年程前に●●さんが使っていた土地でしたが、引っ越してしまったので完全に荒地になっております。●●の一部を進入路として使っていましたので、購入者の●●さんから相談されましたが、太陽光発電も設置され進入路もこれからあまり使われなと思いますし、お二人でよく話し合ってお互いに解決するようにと伝えました。ご審議をよろしくお願いいたします。

【議長】 次に●●推進委員に意見ををお願いします。

【●●推進委員】 はい推進委員の●●です。

18日に会長、副会長、●●委員、事務局と現地調査した結果ですが、椎茸についてはその木を切れば原木になりますのでいいのですが、この辺には鹿が出るか思われるので、その対策が必要と思います。

よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようでございます。

番号29番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして事務局に番号30番の説明をお願いします。

【事務局】 はい、議長

資料は引き続き5ページになります。

番号30番、公図は33ページ、34ページになります。

天狗沢●●、面積98㎡を●●の●●さんが、●●の●●さんに有償移転による経営地拡大のための許可申請が提出されました。北側の隣接地と一体利用で、野菜の作付けを予定しています。一体利用地を含めると、耕作面積は約240㎡となります。

なお、現地は令和2年まで養蚕の作業小屋が建っていました。

現状、底地はコンクリート敷きとなっておりますが、申請者が取得後、令和8年4月末までにコンクリートの撤去、耕作用の土壌に入れ替えて耕作を開始する計画である旨を聴取しております。

所有機械については耕運機です。

モニターは西側からの画像です。
次に一体利用地も含めて、南側からの画像です。
説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。
次に現地調査の報告ですが、私の担当地区ですので私から報告します。18日に●●推進委員と、事務局で現地を調査いたしました。
譲渡人の労働力不足、購入者の経営地拡大ということで3条の有償移転です。養蚕小屋が建っていた所で下にコンクリートがうってあり一部々々に壁があるんですが、1月に撤去に入り4月までに処理し5月には農地として使用できるとの約束が事務局に入っているということです。市街化区域の中ですが是非耕作放棄地にならないよう期待して、意見とします。

次に ●●推進委員 意見をお願いします。

【●●推進委員】 18日一緒に現地調査をしました。
以前建物が建っていた所が農地の区分であるというのを初めて知りましたが、下がコンクリートであるところから畑には不向きではないかと思いますが、書類上土を入れ替えて畑にするという計画がある以上は認めざるを得ないのではないかと考えています。会長から今後この土地はフォローが必要だということを聞きましてフォローしていきたいと思っています。

【議長】 私と●●推進委員は近くですので、時々現地を確認していきます。これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようでございます。
番号30番を許可とすることに異議ございませんか。
(異議なしの声)

異議が無いようですので、本案件を許可することに決定致します。

(議案第42号)

【議長】 それでは次の議事に移ります。
「議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件」を上程致します。事務局に番号36番の説明をお願いします。

【事務局】 はい議長
資料6ページをお願いします。地図公図は35ページ、36ページになります。

番号 36 番、竜王●●外 3 筆、合計面積 1,223 m²を●●の●●さん
他 2 名から、●●の●●に賃貸借による資材置場にするための転用許
可申請が提出されました。

申請地は、住宅等が連たんする区域で、集落接続がある第 3 種農地
で、●●の西側に隣接します。

一体利用地を含めた所要面積は 1,271.40 m²です。

公図に表示しております一体利用地のうち、●●と●●の間ある法
定外公共道路（赤道）につきましては、建設課と用途廃止の協議中で
す。

また、計画地周辺には小中学校があり、計画地に接道する市道は通
学路になっていますので、交通安全はもとより、付近に重機等の騒音
や振動が悪影響を及ぼさないよう周囲の環境にも配慮いただくこと
を借受人に申し入れをしております。

雨水は浸透柵で処理し、超過分は北側道路側溝に放流。資金証明書、
事業計画書、土地利用計画図等から問題ないと考えられます。

モニターは北側から撮影した画像です。

次に西側から撮影の画像です。

最後が南東側からの画像です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】

●番●●です。今月 18 日に会長、副会長、推進委員、事務局で現
地の確認を行ないました。

市街化調整区域内の 3 種農地で、足場等の資材置き場にするための
転用申請です。調査時問題となった 3 点について報告します。

1 点目、計画地に赤道を含む敷地の一部として一体利用する予定の
ため、用途廃止が済んでいるかの確認を事務局に依頼したところ、地
権者の一人が払下げ申請の手続き中との確認が取れました。

2 点目は、接続する道路が小中学校の通学路ですが、その歩道を横切
る形で車両が出入りするため危険な状態になります。そこで事務局に要望
として登下校時の時間帯を避け車両運航するよう指導をお願いしました。

3 点目は、●●に近いことから足場の鉄パイプの積み込み荷下ろしの作
業時の騒音が懸念されるため、早朝の積み込みになるような場合は前日
に積み込むよう指導をお願いしますと伝えました。

他には特に問題ありませんので、ご審議をお願いします。

【議長】 次に ●●推進委員から意見をお願いします。

【●●推進委員】 推進委員の●●です。12月18日に会長、副会長、●●農業委員、市職員で現地調査を実施しました。

該当農地は市街化調整区域内の3種農地で、現在は水稲・野菜の栽培が行われています。今回3名の貸付人と賃貸借により重機駐車場を含む資材置き場にするための転用申請です。雨水は浸透柵で処理し、超過分は北側の道路側溝に放流する計画です。

進入道路側の歩道につきましては小中学校の通学路であるため安全対策面についての指導をお願いすることで、特に問題ないと考えております。よろしくご審議をお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようでございます。

番号36番を許可相当とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

【議長】 続きまして、事務局に番号37番の説明をお願いします。

【事務局】 はい、議長

資料は引き続き6ページをお願いします。地図公図は37ページ、38ページになります。

番号37番、大袋●●外4筆、合計面積859㎡を●●の●●さんが、●●の●●に所有権移転による資材置き場にするための転用許可申請が提出されました。

本件は昨年10月に提出され審議いただいた案件ですが、許可前に前譲渡人が亡くなり相続登記に期間を要しました為、今回再審議をお願いするものであります。なお、転用目的に変更はございません。

現地は住宅等が連たんする区域で、集落接続がある第3種農地です。

一体利用地を含めた所要面積は885㎡です。

雨水は自然浸透の計画です。資金証明書、事業計画書、土地利用計画図等から問題ないと考えられます。

モニターは北西側から撮影したものです。

次に南東側からの画像です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】

はい、●●です。去る 18 日、会長、副会長、事務局で現地調査に行きました。

昨年 10 月に一度現地調査しておりますが、●●さんは亡くなった前所有者の妹さんで、相続が済み改めて申請しなおしたということです。申請地の左手に楯無堰という川があり、橋を渡って申請地に入る形になりますが、関係者の了解も得ているということです。業者が橋を造ることの許可については、市役所建設課で基本的には了解を得る方向で調整されている段階だそうです。住宅で囲まれているので資材置き場ということで周辺環境を含めてしっかり見届けていきたいと考えています。ご審議をよろしく願います。

【議長】

次に ●●推進委員お願いします

【●●推進委員】

推進委員の●●です。

申請地の左側の楯無堰を渡る橋を、地図の一体利用地の所にかけるそうでした、問題ないのですが去年も許可いただいている案件ですので、今回もよろしく願います。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようでございます。

番号 37 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 38 番の説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長

資料は 7 ページで、地図公図は 39 ページ、40 ページになります。

番号 38 番、龍地●●、面積 667 m²を●●の●●さんから、●●の●●に賃貸借による店舗建築及び同店舗の駐車場にするための転用許可申請が提出されました。現地は都市計画法に規定する用途地域の第 3 種農地です。

一体利用地を含めた所要面積は 2,638.23 m²で、店舗の建築面積は

508.05 m²の計画です。

汚水は下水道管に接続。雨水は浸透施設で処理し、超過分は東側道路側溝に放流。資金証明書、土地利用計画図、開発行為許可申請書等から問題ないと考えられます。

モニターは最初に全体計画図を表示します。

次に公図と航空写真の重ね図を表示します。

続いて南側から見た画像で、赤い線が一体利用地です。

最後が北西側から見た画像で、赤い線が一体利用地です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】

●番●●です。去る 18 日に会長、副会長、●●推進委員、事務局と調査いたしました。

一体利用地は宅地で、奥の土地について申請が出ています。店舗をつくるのに特別影響ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

【議長】

次に ●●推進委員にお願いします。

【●●推進委員】

はい、推進委員の●●です。

現地周辺は住宅がたくさん建っていて、近くに商業施設もありますので問題ないと思います。よろしくご審議お願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はおりますか。

質問がないようでございます。

番号 38 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に 番号 39 番の説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長

資料は同じく 7 ページで、地図公図は 41 ページ、42 ページになります。

番号 39 番、島上条●●外 4 筆、合計面積 1,989 m²を●●の●●ほか

4名から、●●の●●に所有権移転による建売分譲9区画にするための転用許可申請が提出されました。現地は、敷島庁舎から南東 300m に位置する第3種農地です。

一体利用地を含めた所要面積は、2,529.51 m²で、1区画あたり 204.66 m²～352.08 m²です。また、公図を見ていただきまして、南側の道路に面している地番●●につきましても事業計画地に含まれておりますが、こちらは地目が宅地であることを申し添えます。

建築面積は1棟あたり 49.68 m²～51.34 m²で、汚水については、北側1区画は合併浄化槽を経由し、北側道路側溝へ放流。それ以外は下水道管に接続。雨水は浸透枳で処理し、超過分は隣接道路側溝に放流する計画です。資金証明書、事業計画書、土地利用計画図等から問題ないと考えられます。

モニターは最初に全体計画図を表示します。

次に公図と航空写真の重ね図です。

続いて北側から見た画像です。

次が西側(境大下条線バス停側)から見たものです。

最後が南東側からの画像で、少し分かり難いですが、赤く囲んだ一体利用地も含んだ画像です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】

●番●●です。18日に会長、推進委員、事務局と現地調査しました。

敷島庁舎のすぐ南側300m以内で、周りが全部宅地になってます。申請地はここ1年くらい耕作されていないと思われる土地です。今回9区画の中で8区画は下水道へつなぎ、1区画は浄化槽ということです。右側に水路がありまして結構な水量が流れているようです。ということで問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

【議長】

次に ●●推進委員お願いします。

【●●推進委員】

推進委員の●●です。18日に皆さんと現地を調査してまいりました。若干水路が変更廃止になっている所があるようですが、下流へは右側の水路が工事等ないようなので影響ないと思います。

問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

【議長】

この場所は市街化区域と市街化調整区域の境目になるんですね。調

整区域の時には下水道が配管されなかったので、合併浄化槽と下水道が一緒になっているということです。

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようでございます。

番号 39 番を許可相当とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定いたします。

(議案第 43 号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。

「議案第 43 号 農地中間管理事業法に基づく農地利用集積等促進計画作成要請の件」を上程致します。

事務局に番号 31 番と 32 番の説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長

資料 8 ページをお願いします。農地中間管理機構を利用した利用権設定になります。公益財団法人山梨県農業振興公社より、農用地利用集積等促進計画の作成要請案の送付がありましたので、その案について審議をお願いいたします。

番号 31 番、地図公図は 43 ページ、44 ページになります。

竜王●●外 1 筆、合計面積 515 m²を●●の●●さんが、●●の●●さんに畑を 5 年 11 カ月間、新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

野菜（露地栽培による落花生、たまねぎ等）の作付けを予定し、市の集積計画期間の満了に伴う借り換えで、賃借料は無償です。

続きまして、

番号 32 番、地図公図は 45 ページ、46 ページになります。

龍地●●外 1 筆、合計面積 1,386 m²を●●の●●さんが、●●の●●さんに畑を 4 年 11 カ月間、新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

野菜の栽培（露地栽培によるネギ等）を予定し、経営規模の拡大による借受で、賃借料は無償です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、担当農業委員による現地調査の報告を省略いたします。

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようでございます。

番号 31 番から 32 番までの計画作成案について、作成要請を行うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、番号 31 番から 32 番までについて作成要請を行うことに決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。

【事務局長】

長時間にわたりお疲れ様でございました。

これで総会を終了します。

午後 4 時 30 分閉会